

# 中部近畿産業保安監督部の業務

## 電気

- ◎感電や電気火災、広域停電等の電気事故防止のため、発電所、送配電設備、需要設備(高圧受電のビル・工場等)の設置者等に対して以下の業務を行います。
- 立入検査や安全管理審査による、不良設備の早期改修や自主保安体制確立のための指導・指示。
- 電気事故の原因究明と分析及び、講習会やホームページ、関係機関を通じた未然・再発防止のための広報・啓発活動。
- 事業者等からの工事計画、保安規程、主任技術者の選任など、各種届出の審査及び主任技術者免状の審査・交付。



高圧受電設備  
(電気事業法)



中部電力(株)メガソーラーしみず  
(電気事業法)



導管工事実施状況  
(ガス事業法)



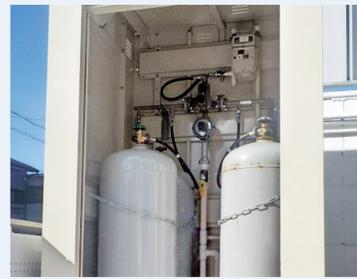
ガス導管立入検査  
(ガス事業法)

## 都市ガス

- ◎都市ガスによる事故の防止のため、ガス製造・供給設備の工事計画の審査、事業者への立入検査、事故情報の提供等を行います。
- ◎都市ガス消費者の安全を確保するため、屋内設置の風呂釜やガス瞬間湯沸器などの設置工事に必要な「ガス消費機器設置工事監督者資格証」を交付します。

## LPガス(液化石油ガス)

- ◎LPガスによる事故防止のため、複数の自治体にまたがる販売事業者、保安業務機関からの申請・届出の審査、立入検査を行います。
- ◎LPガスの消費者事故を防止するため、販売事業者等に対する保安講習会・消費者向けの注意喚起など情報提供を行います。



LPガスボンベ及び調整器  
(液化石油ガスの保安の確保  
及び取引の適正化に関する法律)



高圧ガスの輸送  
(高圧ガス保安法)

## 高圧ガス

- ◎高圧ガス施設の安全確保のため、自ら完成検査、保安検査を行う事業所に対する立入検査等を行います。
- ◎国内基準に適合しない輸出用容器などへの充てん許可を行います。



水素ステーション  
(高圧ガス保安法)



四日市石油コンビナート  
(石油コンビナート等災害防止法)

## コンビナート

- ◎コンビナート区域における安全確保のため、総務省と連携して事業所に対し、施設の配置等に関する現場確認を行います。

## 火薬類

- ◎火薬類取締法に基づき、事業者の自主保安活動を促し、保安管理体制の強化、保安教育の充実を図りつつ、製造施設や製造方法が基準に適合しているか、製造施設が適切に維持管理されているかについて指導、監督を行います。



含水爆薬などの産業用火薬類  
(火薬類取締法)



採掘場における積みみ作業  
(鉱山保安法)

## 鉱山

- ◎鉱山労働者の安全の確保と周辺環境の保全を図るため、鉱業施設の設置計画・保安規程・保安統括者の選解任など、各種届出の審査や鉱山への立入検査等を行います。
- ◎鉱務監督官は、鉱山災害発生時には原因究明のため特別検査を実施し、鉱山保安法違反の疑いがある場合には刑事訴訟法の司法警察員としての職務を行います。
- ◎鉱山から排出される坑廃水、鉱煙等に係る検査を行います。
- ◎閉山した金属鉱山からの坑廃水による鉱害を防止するため、地方自治体等が行う坑廃水処理事業への補助業務を行います。



金生山石灰石鉱山  
(鉱山保安法)



坑廃水検査  
(鉱山保安法)

## 大規模自然災害への対応

- ◎南海トラフ地震対策中部圏戦略会議や管内各県の防災会議等に参加し、関係機関との情報交換に努めるとともに、関係機関が実施する防災訓練に参加し、大規模自然災害の発生に備えます。
- ◎地震や台風などの自然災害の発生時には、経済産業省の地方支分部局として被災地の情報収集に努め、政府の迅速な災害対応に貢献します。



災害対策本部運営訓練の実施



中部緊急災害現地対策本部  
運営訓練に参加